

岩手県告示第 208 号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金のうち県土整備部に係るもの（平成18年岩手県告示第493号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
[略]		[略]	
港湾空港課	花巻空港周辺民家等防音対策事業費補助、 花巻空港周辺民家防音機能回復事業費補助 及び機内手荷物等検査員設置費補助	港湾空港課	花巻空港周辺民家等防音対策事業費補助、 花巻空港周辺民家防音機能回復事業費補助、 <u>機内手荷物等検査員設置費補助</u> 及び <u>新空港ターミナルビル建設事業費補助</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			